

第2章

電子提供制度の創設、株主提案権の制限等 株主総会関連の改正と 実務ポイント

ひびき。

【この章のエッセンス】

●株主総会の招集手続について、株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告および(連結)計算書類を株主に書面で提供せず、ホームページ等のウェブサイトに掲載することで足りることとする制度が創設される。上場会社は、当該制度の採用が強制され、改正法の施行日に上場会社である会社では、当該制度の採用に必要な定款の定めがあるものとみなされる。

●株主による議決権行使書面等の閲覧謄写請求に対する会社の拒絶事由が新設される。もともと、株主が少数株主権の行使に必要な持株要件を満たすために他の株主を募るなどの目的のために議決権行使書面等の閲覧謄写請求をした場合には、会社は、これを拒絶することが

株主総会資料の 電子提供制度の創設

(1) 制度の概要

① 現状の問題点

株主総会の招集について、上場会社を念頭に置くと、現行法のもとで、会社は、書面で招集通知を発する必要がある(法299①②④)、当該通知の際、株主に対し、株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告および(連結)計算書類(以下、「株主総会参考書類等」という)を交付しなければならぬ(法301①、302①、437、444⑥)。これらを含むいわゆる広義の招集通知は、相応の分量であり、印刷のために一定の時間を要し、また、印刷お

よび郵送のために一定の費用も要することになる。

また、多くの上場会社が6月下旬に定時株主総会を開催するなか、株主、特に、多数の銘柄に投資する機関投資家としては、短期間に膨大な数の議案を検討する必要がある。そして、株主がより早く招集通知の情報を入手することができれば、定時株主総会の議案を検討する時間がより長く確保され、より適切な議決権行使がされるようになることを期待することができることになる。

② 具体的な改正点

そこで、改正法では、書面による株主総会参考書類等の株主への交付を不要とする制度、すなわち、株主総会資料の電子提供制度が設けられている。

具体的には、会社は、取締役が株主総会の招集手続を行うときは、株

主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置(電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下同じ)をとる旨を定款で定めることができる(改正後会社法325の2)。そして、当該定款の定めがある会社においては、取締役は、株主総会の招集通知に際して、株主に對し、株主総会参考書類等を交付することを要しない(改正後会社法325の4③)。

株主総会の決議により定款変更を行い、電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける、すなわち、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとることとするかどうかは、原則として、会社の任意の判断に委ねられている。なお、電子提供措置をとる旨の定款の定めは、登記事項である(改正後会社法911③十二の二)。

他方で、振替株式の発行会社は、電子提供措置をとる旨の定款の定めを設けなければならないとされている(整備法による改正後の振替法159の2①)。これにより、上場会社は、株主総会資料の電子提供制度を採用することが強制される。